

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた  
取扱いの終了について

企画部財政課

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類  
感染症に変更されました。

これを踏まえ、これまでにお知らせした新型コロナウイルス感染症関係の取  
扱い等については、2023年5月7日をもって終了しました。